

「オンライン面談窓口」とは

- 各総合支所（5箇所）に設置した専用端末から、来庁者がタッチパネルで相談したい業務を選択すると、本庁の担当職員がオンラインで応答し、相談が開始されます。従来、本庁でしか手続きができなかった業務が、最寄りの総合支所においても手続きを完結できるようになり、住民の移動負担の軽減と利便性向上を図ります。
- 本庁側から書画カメラやプリンタ等を遠隔で操作することが可能であり、来庁者の手を煩わせることなく、相談対応や書類の記入案内を行うことができます。
- 各総合支所内にオンライン面談窓口専用のブースを設置するため、プライバシーに配慮された環境で相談ができます。

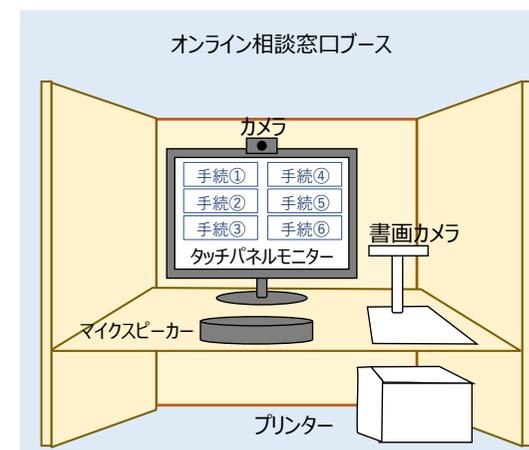
「オンライン面談窓口」のイメージ



- 総合支所が最寄りである場合も、相談や手続きのために自宅から遠い本庁を訪れていた
- 総合支所で相談や手続きを行う場合は電話での対応となっていた

- 最寄りの総合支所から気軽に相談が可能に
- 遠隔での書類確認や記入方法の案内により、書類の記入などの手続きがその場で完結

オンライン面談窓口ブースのイメージ



利用時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 ※事前予約不要
(土・日、祝日、年末年始を除く。)

利用場所

オンライン面談窓口ブース

- 江刺総合支所
- 前沢総合支所
- 胆沢総合支所/悠悠館
- 衣川総合支所

オンライン面談窓口カウンター

- 本庁 農地林務課窓口
- ※土木課及び維持管理課の業務のみ相談ができます。

対象業務

- 納税課 納税相談、分納誓約
- 福祉課 生活相談、生活保護申請
- 土木課 法定外公共物の管理者確認、
道路の改良及び新設要望、
道路工事に関する問い合わせ
- 維持管理課 道路損傷の問合せ、
道路法第24条及び第32条申請、
一時占用申請に係る事前相談

※対象業務については、今後も順次拡大していきます。

利用方法

STEP
01



総合支所の窓口で
利用を申し出る

STEP
02



オンライン面談窓口へ移動
業務ボタンを押すだけ

STEP
03



本庁職員が応答
オンライン面談スタート